

随意契約理由書

件名	名谷ポンプ場主変圧器一次盤改修
契約の相手方	株式会社明電エンジニアリング 関西支社
根拠法令	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号
随意契約の理由	
<p>本改修は、名谷ポンプ場の主変圧器一次盤内の特別高圧用負荷開閉器を特別高圧用真空遮断器へ取替えるものである。対象機器は、水道水を配水池へ送るポンプを動かすために必要不可欠な設備であり、当該設備に異常が発生すれば、断水等により市民生活や産業活動に多大な影響を及ぼす可能性がある。</p> <p>本改修作業に伴い盤内機器の配置の変更が必要となるが、既設機器と更新機器を一体的システムとして機能させるために、電気的および物理的な取り扱いについて、既設設備を熟知していることが必須である。加えて、改造後における技術的な責任の所在を明確にするには既設設備を製造した業者に請け負わせなければならない。</p> <p>よって、本改修は、既設設備を製造・据付した「株式会社明電舎」から点検・整備や改造などの保守サービス事業について業務移管を受け、既設設備を熟知している「株式会社明電エンジニアリング」以外施工が不可能であるため、上記業者との随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	水道局浄水統括事務所 (電話番号 361-7286)